

平成26年度 第2回 岩手県 農地・水・環境保全向上対策検討委員会

日 時 平成26年10月29日 14:00～16:00

場 所 盛岡地区合同庁舎 講堂B

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 第1回委員会における委員からの意見等への対応について **【資料1】**
- (2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞の選考について **【資料2】**

4 閉 会

岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会設置要領

(趣旨)

第1 農地・水・環境保全向上対策及び多面的機能支払制度（以下「対策」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県 農地・水・環境保全向上対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 対策の実効性について調査審議すること
- (2) 活動組織の取組みについて評価及び指導、助言すること

(組織)

第3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産部長が委嘱する。

- (1) 政策等の評価に関する学識を有する者
- (2) 農業・農村政策に関する学識を有する者
- (3) 地域活動に関する学識を有する者

3 委員の任期は、平成28年度末までとする。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長をおき、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は農林水産部長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、農林水産部農村建設課において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月23日から施行する。

第１回検討委員会における委員の意見への対応について

(1) 配布資料（資料－３）に関するもの

① 意見１〔木下委員〕

資源向上支払について、“質的向上を図る”という言葉を使うのは言い過ぎであり、避けた方がよい。

[対 応]

- ・ 水路や農道等、地域資源の維持管理に役立っているということであり、表現を修正。

<変更前>

活動組織を対象としたアンケート結果では、「水路や農道等の保全に役立っている」が96%、「活動により地域が“いきいき”してきたと感じる」が74%など、**地域資源の質的向上や農村コミュニティの再生に高い評価**

<修正後>

活動組織を対象としたアンケート結果では、「水路や農道等の保全に役立っている」が96%、「活動により地域が“いきいき”してきたと感じる」が74%など、**地域資源の維持保全や農村コミュニティの再生に高い評価**

② 意見２〔甲山委員〕

“女性やお年寄りが中心となった植栽活動”は、別の表現にすべき。

[対 応]

- ・ 「地域ぐるみの植栽活動」という表現に修正。

<変更前>

「資源向上支払」による、水路・農道の適切な補修・更新や農村環境保全活動の取組

- ① 農業者等による直営施工で、農地周り水路等が長寿命化
- ② 女性やお年寄りが中心となった植栽活動等で、美しい農村景観が形成
- ③ 地域と子供たちが一緒になった“生きもの調査”等で、環境保全に対する意識が醸成

<修正後>

「資源向上支払」による、水路・農道の適切な補修・更新や農村環境保全活動の取組

- ① 農業者等による直営施工で、農地周り水路等が長寿命化
- ② 地域ぐるみの植栽活動等で、美しい農村景観が形成
- ③ 小中学校や子供会と連携した“生きもの調査”等で、環境保全に対する意識が醸成

③ 意見3〔広田委員長〕

“米の直接交付金を大幅に見直し、日本型直接支払制度に振替・拡充することで農家の手取り確保”という表現は、農家だけが得をするような表現に見える。

[対 応]

- ・ 多面的機能は国民全体の効果という表現に修正

<変更前>

「多面的機能支払制度」の創設に当たり国では、米の直接支払交付金を大幅に見直し、その財源を日本型直接支払制度に振替・拡充するとしており、農家から手取り確保への期待も大きい

<修正後>

農業・農村の多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全など）による効用は、日本学術会議による試算によると全国で年間 8 兆 2,226 億円と評価されており、本県換算では年間 3,020 億円（農地 1 ha 当たり 200 万円／年）
こうした多面的機能は、農村地域に暮らす人々が営農を継続しながら、農地や農業用水を維持することによって発揮され、その効用は国民（県民）全体が享受している

④ 意見4〔広田委員長〕

“取組拡大に向けた具体的内容”では、植栽や生きもの調査だけではなく、もっと保全活動に踏み込んだ表現にすべき。

[対 応]

- ・ 「農村地域の環境保全活動の促進」に外来種駆除の取組を追加修正

<変更前>

農村地域の環境保全活動の促進

⇒ 地域ぐるみの植栽活動や生き物調査等、農村地域の環境保全活動を支援

- ① 優れた景観形成等に取り組んでいる活動組織を表彰し、広報誌等で県内に広く紹介
- ② 2016年岩手国体に係る「花いっぱい運動」など県民運動の取組とも連携し、広く取組を展開
- ③ 田園自然再生に向けた取組事例等を紹介

<修正後>

農村地域の環境保全活動の促進

⇒ 地域ぐるみの植栽活動や生き物調査に加え、外来種の駆除活動や田園自然再生の活動等、農村地域の環境保全活動を支援

- ① 優れた景観形成等に取り組んでいる活動組織を表彰し、広報誌等で県内に広く紹介
- ② 2016年岩手国体に係る「花いっぱい運動」など県民運動の取組とも連携し、広く取組を展開
- ③ 田園自然再生に向けた取組事例等を紹介
- ④ 地域で取り組みやすい外来種の駆除方法を活動組織に紹介

(2) 説明内容に関するもの

① 意見 1〔甲山委員〕

新たな制度では人件費の支払いが細かく発生し、**事務は膨大**になる。事務の負担軽減ではなくて**事務局体制の強化**が必要。

[対 応]

- ・ 活動組織の事務担当者のスキルアップを図るため、県内を数ブロックに分け、交付金事務のポイントや書類整理の注意点について説明会を開催しているとともに、地域協議会の現地指導専門員が経理事務の巡回指導を行うなどの取組を行っている。
- ・ 事務局の担い手がいないところは、土地改良区等が事務委託により支援することが可能であることから、これを拡大すべく土地改良区職員等を対象とした支援事例の紹介や事務支援上の留意事項などを説明する会議を開催している。
- ・ 平成 27 年度以降、経理事務に係る研修会を開催していく。
- ・ 第 1 回委員会配布資料（資料—3）の「5 取組拡大等に向けた具体的内容」を以下のとおり修正する。

<変更前>

(3) 活動組織の**事務負担を軽減する取組**の推進

- ① 活動組織の統合や広域化を誘導
- ② 事務処理の外部委託等による**事務負担軽減**の取組を推進

<修正後>

(3) 活動組織の**適正な事務処理に向けた取組**の推進

- ① **事務局体制強化に向けた活動組織の統合や広域化**を誘導
- ② **事務局の担い手がいない活動組織は、事務処理の外部委託の取組**を推進
- ③ **活動組織における事務処理のレベルアップ**を図る取組を推進

② 意見 2〔根子委員〕

農地での外来種駆除について、対象種や駆除方法がわかれば農家も積極的に取組めるのではないか。

[対 応]

- ・ 地域が取り組み易い外来種駆除の方法を解説した P R チラシを作成中であり、その後、活動組織へ周知する予定。チラシ案は別紙 1 のとおり。
- ・ 第 1 回委員会配布資料（資料—3）を修正する。（前述の（1）の意見④と同じ）
- ・ 平成 27 年度以降、外来種駆除の実績をフォローアップするとともに、駆除に係る現地研修会などを開催していく。

- ・ 地域の要望に応じて、地域協議会から活動組織に対し、岩手県環境アドバイザー等の専門家を紹介する。

③ 意見3〔木下委員〕

現状把握と分析を行い、目指す効果を明確にし、数値等で評価していくといった取り組みが必要。

〔対応〕

- ・ 現時点では明確な回答ができないため、まず、検討していく視点について整理し（別紙2）、委員会の意見を参考にして、平成27年度に具体的な内容を決める。

④ 意見4〔広田委員長〕

水田や水路を維持管理しなければ、多面的機能が維持・発揮されないのだというところが一番のポイントであり、このことを非農家に向け強調すべき。

〔対応〕

- ・ 今後、③の対応と併せ、県や市町村の広報誌等での情報発信や、活動をこまめにマスコミに情報発信していく取組みを検討していく。
- ・ 第1回委員会配布資料（資料—3）の「5取組拡大等に向けた具体的内容」に以下のとおり追加する。

<p><変更前> 記載なし</p>
<p><修正後> <u>(6) 制度の理解醸成を促進</u> <u>① 県民に対する理解醸成に向け、制度の趣旨や活動の成果等を広報誌等で紹介</u> <u>② 取組拡大に向け、幅広い取組が可能である制度であることや他の模範となる取組を説明会や広報誌等で周知</u></p>

⑤ 意見5〔高橋委員〕

農地維持支払では、草刈りや泥上げだけではなく、鳥獣被害防止対策など地域の創意工夫でいろんなことができるのであれば、それをきちんと明記すべき。

〔対応〕

- ・ 畑、草地の活動事例を掲載したPRチラシを作成し、周知したところ。
- ・ 制度説明会などで、農地維持支払のみに取組む場合でも、資源向上支払の取組が可能であることなど、幅広い取組が可能であることを周知していく。
- ・ 第1回委員会配布資料（資料—3）の「5取組拡大等に向けた具体的内容」に以下のとおり追加する。（前述の意見④と同じ）

【資料－２】

「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」授与要領

（趣旨）

第1 地域の資源である農地・農業用水等の保全管理、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的な機能の発揮とともに担い手農家の負担軽減を図ることを目的として「多面的機能支払制度」が創設されたことを契機に、他の模範となる優れた取組を実践している活動組織に対して賞を授与することにより、その活動を県内各地に紹介するとともに他の地域に波及させ、併せて広く県民に地域共同活動の効果・効用や施策の必要性について理解を醸成することを目的とする。

（賞の名称）

第2 賞の名称は「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」（以下「モデル賞」という。）とし、知事が授与するものとする。

（モデル賞の対象）

第3 モデル賞の対象は、岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会長から「農地・水・環境保全向上対策」、「農地・水保全管理支払交付金」及び「多面的機能支払交付金」について採択を受けた活動組織とする。

（候補調書の提出）

第4 広域振興局の農政担当部長、農林振興センター所長、農村整備室長及び農村整備センター所長は、モデル賞の候補を選定し、岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞候補調書(別紙様式)を、8月31日までに、農村建設課総括課長に提出するものとする。

（選考の方法）

第5 モデル賞を授与する活動組織の決定に当たり、岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会の意見を聴くものとする。

（選考の基準）

第6 集落協定に即し、次の基準のいずれかに該当する取組を行っている組織とする。

- 1 施設の長寿命化、遊休農地の発生防止・抑制など、**生産資源の保全・管理の取組**が優良であると認められる組織
- 2 生態系保全や景観形成、農村環境保全の普及・啓発活動、環境保全型農業の推進など、**農村環境の保全と質的向上の取組**が優良であると認められる組織
- 3 農業者だけでなく地域住民が一体となった活動、都市住民や他地域との交流など、**地域コミュニティの活性化の取組**が優良であると認められる組織
- 4 新たな特産品や直売所等の販売、地場産業の活性化など、**地域振興に向けた取組**が優良であると認められる組織
- 5 その他の取組で、優良であると認められる組織

(受賞者の紹介)

第7 モデル賞を受賞した活動組織については、各種広報媒体を通じて広く全県下に紹介するとともに、他の活動組織への波及を図るものとする。

(庶務)

第8 この要領に基づく庶務は、農林水産部農村建設課において処理する。

(その他)

第9 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月28日より施行する。

要領の新旧対象表

「岩手県農地・水・環境保全向上対策 活動モデル賞」表賞要領	「岩手県農地・水環境保全向上 活動モデル賞」授与要領
<p>(趣旨)</p> <p>第1 <u>「農地・水・環境保全向上対策」</u>については、<u>地域の資源である農地・農業用水等の保全管理、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的な機能の発揮を目的として、平成19年度から地域活動の支援に取り組んでいる。</u></p> <p><u>平成24年度から第2期対策がスタートすることを契機に、他の模範となる優れた取組を実践している活動組織を表賞することにより、その活動を県内各地に紹介するとともに他の地域に波及させ、併せて広く県民に地域活動の効果・効用や施策の必要性について理解を醸成することを目的とする。</u></p> <p>(賞の名称)</p> <p>第2 賞の名称は「<u>岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞</u>」(以下「<u>モデル賞</u>」という。)とし、知事が<u>表賞</u>するものとする。</p> <p>(モデル賞の対象)</p> <p>第3 モデル賞の対象は、<u>岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会長又は東北農政局長から採択された活動組織及び農地・水・環境保全組織</u>とする。</p> <p>(候補調書の提出)</p> <p>第4 広域振興局の農政担当部長、農林振興センター所長及び農村整備室長は、<u>モデル賞の候補を選定し、岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞候補調書(別紙様式)を、8月31日までに、農村建設課総括課長に提出するものとする。</u></p> <p>(選考の方法)</p> <p>第5 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 <u>地域の資源である農地・農業用水等の保全管理、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的な機能の発揮とともに担い手農家の負担軽減を図ることを目的として「多面的機能支払制度」が創設されたことを契機に、他の模範となる優れた取組を実践している活動組織に対して賞を授与することにより、その活動を県内各地に紹介するとともに他の地域に波及させ、併せて広く県民に地域共同活動の効果・効用や施策の必要性について理解を醸成することを目的とする。</u></p> <p>(賞の名称)</p> <p>第2 賞の名称は「<u>岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞</u>」(以下「<u>モデル賞</u>」という。)とし、知事が<u>授与</u>するものとする。</p> <p>(モデル賞の対象)</p> <p>第3 モデル賞の対象は、<u>岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会長から「農地・水・環境保全向上対策」、「農地・水保全管理支払交付金」及び「多面的機能支払交付金」について採択を受けた活動組織</u>とする。</p> <p>(候補調書の提出)</p> <p>第4 広域振興局の農政担当部長、農林振興センター所長、農村整備室長及び<u>農村整備センター所長</u>は、<u>モデル賞の候補を選定し、岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞候補調書(別紙様式)を、8月31日までに、農村建設課総括課長に提出するものとする。</u></p> <p>(選考の方法)</p> <p>第5 [略]</p>

<p align="center">「岩手県農地・水・環境保全向上対策 活動モデル賞」表賞要領</p>	<p align="center">「岩手県農地・水環境保全向上 活動モデル賞」授与要領</p>
<p>(選考の基準) 第6 [略]</p> <p>(受賞者の紹介) 第7 [略]</p> <p>(庶務) 第8 [略]</p>	<p>(選考の基準) 第6 [略]</p> <p>(受賞者の紹介) 第7 [略]</p> <p>(庶務) 第8 [略]</p>
<p>制定理由</p> <p>多面的機能支払制度が平成26年度に創設されたことから、平成24年度に制定した「岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞」の名称を「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」に変更し、制定するもの。</p>	

平成 26 年度「岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞」の選考について

1 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞の趣旨等

別紙授与要領のとおり

2 モデル賞の選考方法

- (1) 「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」授与要領（以下「要領」という。）第4により、県現地機関がモデル賞の候補を選定したもの。（選定にあたっては各市町村に照会）
- (2) 要領第5において「モデル賞を授与する活動組織の決定にあたり、岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会の意見を聴くものとする」とあることから、選考候補地区を委員会で審議し、その意見を踏まえ県がモデル賞を選考するもの。
- (3) 平成 26 年度のモデル賞は、10 月 29 日開催の第 2 回岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会において意見を聴くもの。

3 モデル賞の選考にあたってのルール

- (1) 要領第 6（選考の基準）に定めた評価対象とする各取組項目について、取組内容の評価を行い、評価点の合計が高い活動組織を選定。
- (2) 同じく各取組項目について、特に、特に他の模範となる優良な取組がある活動組織を選定。
- (3) モデル賞の数は、4 地区程度。

要領第 6（選考の基準）に定めた評価対象とする取組項目

- 1 生産資源の保全・管理の取組
- 2 農村環境の保全と質的向上の取組
- 3 地域コミュニティの活性化の取組
- 4 地域振興に向けた取組
- 5 その他の取組

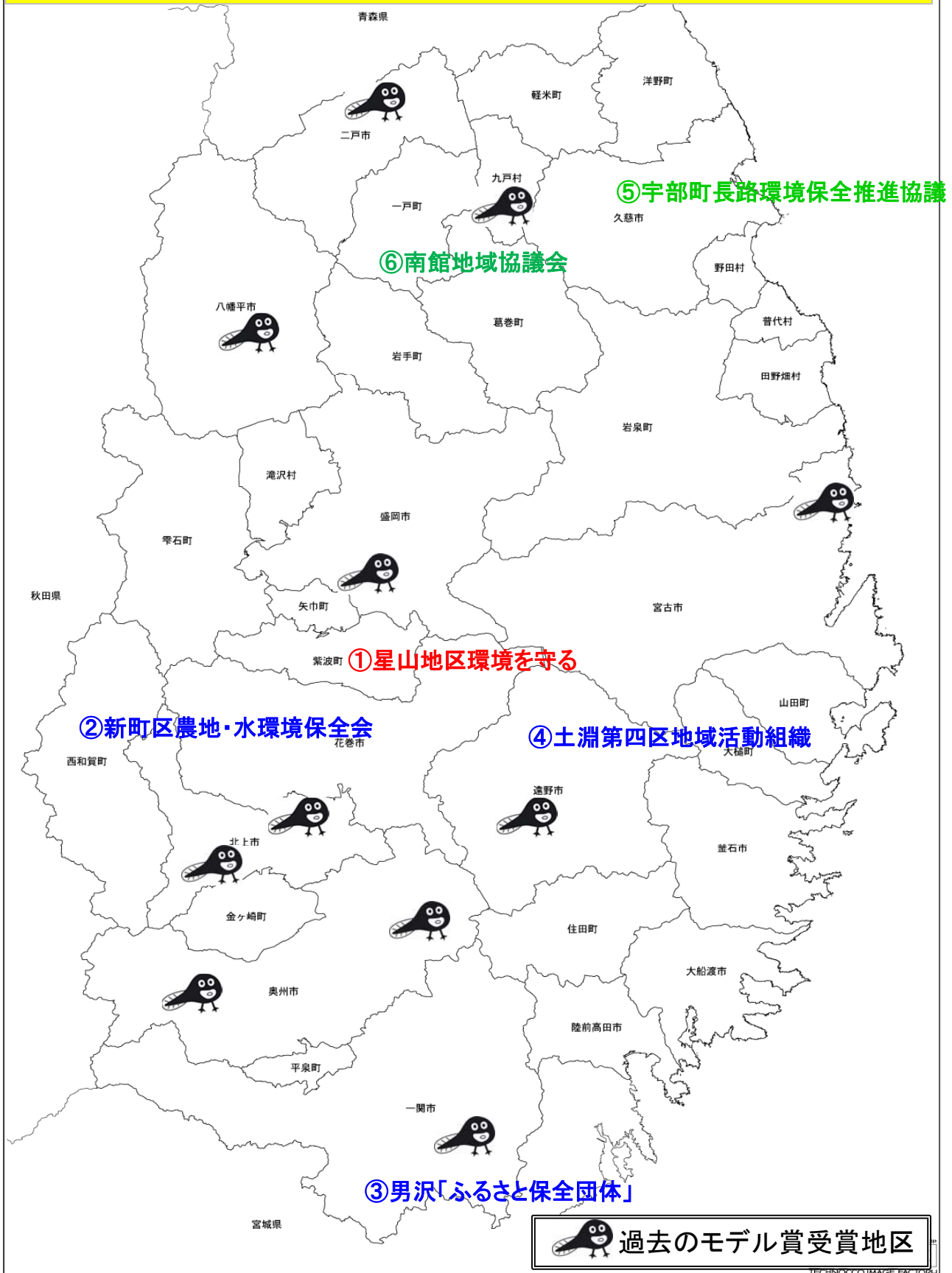
4 推薦があった活動組織一覧

番号	広域振興局	市町村	活動組織名
①	盛岡	紫波町	ほしやまちくかんきょう まもるかい 星山地区環境を守る会
②	県南（北上）	西和賀町	しんまちくのうち みずかんきょうほぜんかい 新町区農地・水環境保全会
③	県南（一関）	一関市	おとこざわ ほぜんだんたい 男沢「ふるさと保全団体」
④	県南（遠野）	遠野市	つちぶちだいのんくちいきかつどうそしき 土淵第四区地域活動組織
⑤	県北	久慈市	うべちょうちようじかんきょうほぜんすいしんきょうぎかい 宇部町長路環境保全推進協議会
⑥	県北（二戸）	一戸町	みなみたてちいきょうぎかい 南館地域協議会

5 事務局がモデル賞候補として選定した活動組織一覧

推薦があった全地区

H26岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞候補一覧



0030A4CM21「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平22業使、第632号）」